

令和4年度 宮前中学校の校則について

(1) 宮前中学校の校則見直しについて

①校則見直しの目的

- ・見直しのテーマである「みんなが過ごしやすい学校にする」こと
- ・生徒及び保護者の意見に耳を傾けながら、生徒主体での校則見直しを実施することで、きまりを守る意義や規範意識の向上を図ること
- ・継続的（毎年）な校則の見直しを行い、社会情勢や地域の実態に即した校則にすること

②校則見直しの視点について

- ・令和2年度（大規模な校則の見直しを実施）

生徒の視点

- ① 見直しのテーマ 「みんなが過ごしやすい学校にする」
- ② 学校が大切にしていること 「安全・安心」「勉強」「集団（社会性）」

- ・令和3年度（継続した校則見直しの実施） ※令和2年度を継承しつつ、視点をさらに追加

- ① 保護者，生徒から昨年度，今年度ともに出ている要望について改めて重点的に検討する
- ② 生徒の誤認識を減らす
 - ・今年度、生徒の誤認識によって校則が守れないことが多かった。
 - ・教職員が生徒への周知を徹底するとともに、色の指定等を可能な限り揃えることで、教職員も生徒も認識しやすい校則にしていく。
- ③ 色の指定に関する見直しについて。
 - ・生徒，保護者（地域）の要望に沿う形で校則を見直している。

③校則見直しの進め方

①	②	③	④	⑤
全生徒・保護者に学校評価を活用して校則についてアンケートを実施する	アンケートで出た意見をもとに内容を精査する。 <small>※場合によっては次年度当初から校則を見直す</small>	生徒総会にて、前年度アンケート結果をもとに、生徒主体で校則の見直しを協議し、校則見直し要望書を学校長に提出する	生徒から出された、校則見直し要望書を、担当職員及び全職員で検討する	決定した校則を生徒に周知したのち新しい校則を適用する

※左記の①～⑤の流れを毎年繰り返す

(3) 令和4年度当初の校則の見直し内容について

<今年度当初に変更する内容>

① インナーの色の指定について

要望の概要	インナーの色を自由にしてほしい。せめて、黒は可としてほしい。
検討結果	もとの白、ベージュ、グレーに加えて、黒と紺色のインナーも認める。 次年度当初に変更する。
理由	・昨年度も同様の要望があがっていたこと ・校則のなかでの色指定を統一し、生徒の誤認識を減らすため

② 靴下の色の指定について

要望の概要	靴下の色を自由にしてほしい。せめて、グレーも可としてほしい。
検討結果	もとの白、黒、紺に加えてグレーとベージュ色も認める。 次年度当初に変更する。
理由	今年度、誤認識により着用している生徒が多かったため、校則のなかでの色指定を統一し、生徒の誤認識を減らすため

③ プラダンの持ち帰りについて

要望の概要	両手がふさがった状態で、荷物の持ち帰りは危険なので、毎学期持ち帰らなくてもよくしてほしい
検討結果	3学期のみ持ち帰りとするが、ロッカー内の物は必ず持ち帰ることとする。 次年度当初に変更する。
理由	・プラダンの持ち帰りの無くすことで、長期休業前の物の持ち帰りが徹底できないことが懸念点としてあがったが、プラダンの持ち帰りをなくしても、教職員の働きかけや委員会の取組でロッカー内の物の持ち帰りを徹底できると考えたため。

<変更しない点>

・雨の日のジャージ登校について

要望の概要	雨が降った場合には、ジャージでの登校を認めてほしい
検討結果	変更しない
理由	「登校中に濡れてしまった場合はジャージでの生活可」の文言を校則に加える。

令和4年度「宮前中学校生徒心得」

宮前中学校の生徒である自覚と誇りをもち、自ら判断し、責任ある行動をとろう。

～宮前中学校 生活のきまり～

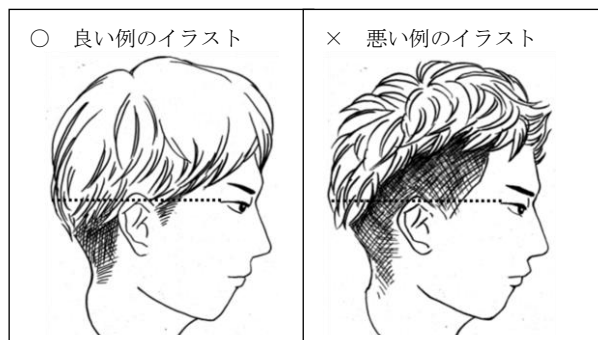
お互いに気持ちよく、毎日の生活を過ごせるように、以下のことを守ろう。

(1) 礼儀について

- 時と場に応じて、ふさわしいあいさつをしよう。
- お互いを尊重して、明るい気持ちで生活しよう。
- しっかりとした言葉遣いが出来るようにしよう。

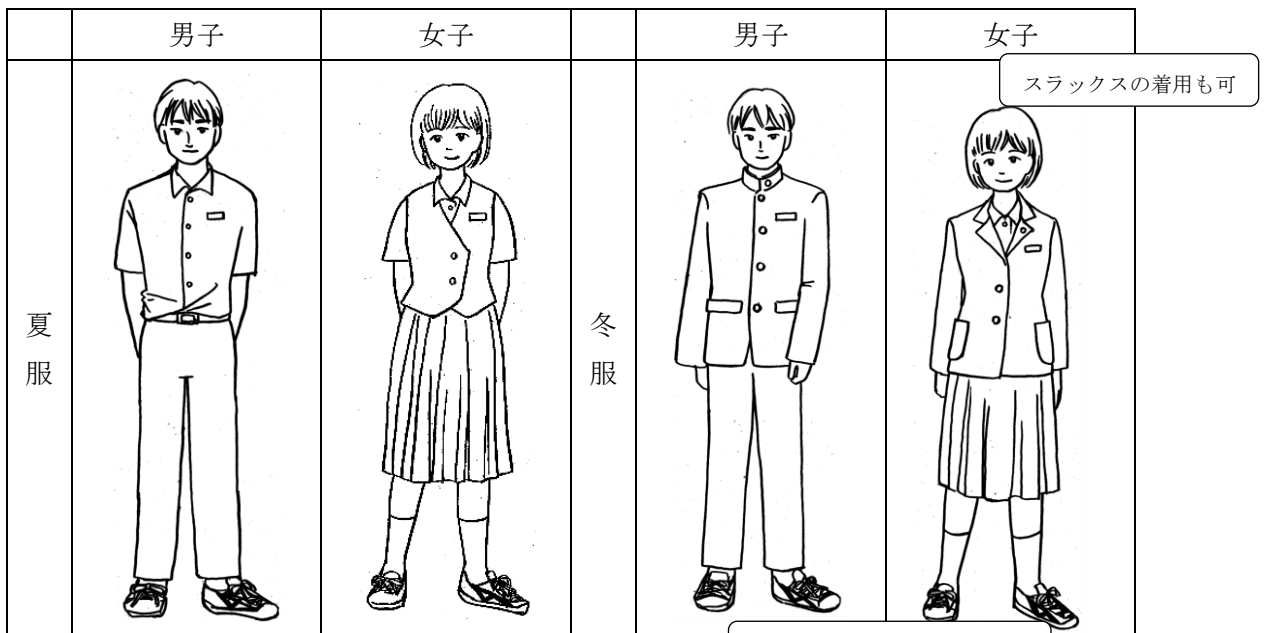
(2) 頭髪について(※頭髪に対して配慮を要する場合には、学校に相談する。)

- 前髪が目にかからないようにする。
- 髪の毛が肩に届く長さの場合は肩につく髪の毛は結ぶ。
 - ・その際、ヘアピン、ゴムなどは黒、紺、茶とする。
- 特異な髪形にしない。
 - ・お団子の位置については、目の高さの延長線より低い位置とする。
 - ・襟足、サイドをかりあげる場合には、目の高さの延長線より低い位置とする。(イラスト参照)
- 染色、パーマ(縮毛矯正も含む)、エクステ等は禁止とする。
- 整髪料等の使用は禁止とする。



(3) 服装、身なり、着こなし等について

- 清潔感や衛生面を意識し、身なりを整える。(眉毛を過度に整えたりはしない)
- 学校が定めた標準服(制服)を着用する。
 - ・学校生活、登下校は特別な場合を除き、制服を原則とする。
 - ・スカートの長さはひざがかくれる長さとする
 - ・ワイシャツはボタンダウン、開襟シャツ、背中にタックのあるもの、その他変形ワイシャツは禁止とする。
 - ・ベルトは、黒、紺、茶で幅が2～3 cm程度のものとする。サスペンダー等は利用しない。
 - ※原則、ベルトは革製(合成皮革も含む)のものとし、華美なものは禁止とする。
 - ・気候の変動に応じて、体育着での登校、生活ができる期間を設定する場合がある。
 - ・ワイシャツの下には、原則体育着を着用する。
 - ・冬季期間などで、授業中などに体温調整が必要な場合は一時的にセーターで過ごしてもよい。



○名札は、上衣の左胸ポケットにつける。

○体育着の下に着るインナーを着用してよい。ただし、インナーの色は白，黒，紺，ベージュ，グレーとする。

○セーターは学生用の黒，紺，グレーの無地またはワンポイントでえりの形はV字形か丸首とする。

・カーディガンは禁止とする。

・セーターを着用する際は、ベストを着用しなくてよい。

○コート，オーバー類は学生用で黒，紺，グレーのステンカラーコート，ピーコート，ダッフルコートとする。

○ウィンドブレーカー等、部活動で購入したものの着用は顧問の先生に従う。

○登校時に各部活動で購入したウィンドブレーカーの上衣のみ防寒着として制服の上に着ることができる。

・部活動未加入または部活動でウィンドブレーカーを購入していない生徒で、防寒着としてウィンドブレーカーを着用したい場合には、学校に相談する。

○登下校の靴は運動靴とする。

・運動に不適當なもの（ハイカットなど）は避ける。

○靴下は白，黒，紺，グレー，ベージュの無地，またはワンポイント，ワンラインのものとする。

○防寒対策として、タイツ等の着用をみとめる。ただし、無地のものとし、色は黒，紺とする。

・教科の特性で、タイツ着用に配慮や靴下の着用が必要な場合は、教科担当の指示に従う。

○感染症対策における換気への防寒対策として、学校生活においてコート，オーバー類及びウィンドブレーカー（原則部活動で購入したもの）の着用を認める。

○体育館履き（上履きと兼用）は学校指定のものを正しく着用する。

○清掃は体育着またはジャージで行う。

○特別に指定のある教科の授業以外の学校生活は、制服を着用する。（制服活動）

・体育着（ジャージ）で移動教室から戻ってきた場合は、次の時間の授業を体育着（ジャージ）を着用して受けることを認める。

（例）①国語（制服）→②美術（体育着）→③社会（体育着可）→④理科（制服）

※朝清掃後は原則着替える。もし、事情があり着替え等が間に合わない場合には、先生に申し出る。

○装飾品を身につけることは禁止とする。（腕にヘアゴムをつけない）

○儀式的行事（入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式、記念式典など）には正装で参加する。（上着のホック、シャツは上までボタンをしめる など）

・儀式的行事における正装では、7～9月は夏服を着用し、それ以外の期間は冬服を着用する。

○登校の際に、悪天候により制服が濡れてしまった場合には、先生に申し出たうえで、体育着（ジャージ）で生活することもできる。

（4）持ち物等について

○所持品には必ず校名、学年、学級、氏名を書く。

○学習に不必要なものはもってこない。

・腕時計、ゲーム機、携帯電話、金銭、飲食物、遊び道具、雑誌 など

・部活動に関しては、顧問の指示に従う

○生徒手帳は学校に持ってくる。

○かばんはリュック型のものなど、両手があくものを用いる。

・ハンドバック類、紙袋など学校生活にふさわしくないものは認めない。

○水筒の持参を許可する。

・年間を通して持参してよい

・中身は、お茶類またはスポーツドリンクとする。

・やむを得ずペットボトルを持参する場合は、ペットボトルホルダーなどで包む。

○制汗スプレー、制汗シート、日焼け止め、ハンドクリーム、リップクリームは使用してもよい。

・無香料のものとする。

・目立たないように使用するなどマナーを守る。

○気温の低い日については、防寒対策としてひざ掛けを使用してもよい。

・ひざ掛けを使用する場所は教室内（特別教室含む）のみとする。

・ひざ掛けの保管については、ロッカーまたはバックのみとする。

※ただし、テストなどは不正行為を疑われる行為を防止する観点で使用しない。

（5）行動について

○8:25 までに体育着またはジャージに着替え、掃除ができる準備をして着席する。

・着席できていなかった場合には遅刻の扱い

○着替えたら着席し、朝読書をして静かに待つ。

○登校後は無断で学校から出ない。

○遅刻、早退のときは必ず先生に申し出る。欠席の場合は事前に届をだす。

※遅刻して登校した場合には、職員室に報告してから教室に向かう。

○下校時間を守り、残る場合には先生の許可を得る。

○登下校は通学路を通り、右側通行を励行する。

・第2グラウンドと校舎の間の道は、校舎側を歩く。

○放課後・休日などにおいても制服または体育着（ジャージ）で登校し、自転車などは用いない。

・部活動の場合については、顧問の指示に従う。

○金銭や物の貸し借りはしない。

○学校が公共の施設であることを意識して生活する。（床に座らない・床に物を置かない など）